

平成29年度 第3回 坂井市子ども・子育て会議 議事概要

日時	平成30年2月28日(水) 午後7時～
場所	坂井市役所 多目的研修センター 円卓会議室
参加者	石川会長 堀田委員 友田委員 酒井委員 佐藤委員 朝比奈委員 午房委員 北野委員 文珠委員 齊藤委員 松浦委員 【事務局】：渡邊部長 西課長 栗原参事 島津課長補佐 森田課長補佐
協議事項	(1) 雄島こども園・三国ひかり保育園の認定こども園移行について (2) 平成30年度坂井市幼稚園・こども園・保育所および児童クラブの申込状況について (3) 坂井市第5期障がい福祉計画および第1期障がい児福祉計画の策定について
資料	資料1-1 認定こども園概要(雄島こども園) 資料1-2 雄島こども園 位置図 資料2 認定こども園概要(三国ひかり) 資料3-1 H30(幼稚園・こども園・保育園)入園児童数(H30.1.24現在) 資料3-2 H30保育園別 新規入園希望者状況一覧(H29・H30) 資料4 H30放課後児童クラブ定員、登録児童数(H30.1.23現在) 資料5-1 第5期障がい福祉計画等体系図(案) 資料5-2 障がい児福祉計画、サービス見込量等(案)

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議題

会 長：議事に入る前に、出席委員の確認を行いたい。現在、委員12名のうち、1名が欠席である。過半数の出席をいただいているので会議を開催する。傍聴人はいないか。

事務局：いない。

会 長：議事ごとに質問の機会を設けたいと思う。

(1) 雄島こども園・三国ひかり保育園の認定こども園移行について

<事務局より以下の資料にもとづき説明>

資料1-1 認定こども園概要（雄島こども園）

資料1-2 雄島こども園 位置図

資料2 認定こども園概要（三国ひかり）

会 長：いずれも、幼保連携型認定こども園への移行ということで、坂井市の公立と私立とそれぞれ1園ずつということである。ただ今の説明について、ご意見・ご質問等あればお願いしたい。

委 員：本当に何も知らないのでお尋ねするが、今までは幼保園だったが、こども園となると地域との密着型のためにそういう名称になるのか。

事務局：今まで保育園だと厚生労働省の所管でやっていたが、こども園になると幼稚園部もあるので文部科学省の方も入ってくる。法律の方も、子ども・子育て支援法に則って運営するというのでこども園になる。確かに、今までも保育園部と幼稚園部が両方ある幼保園というのを坂井市でやっていたが、実は法律上では幼保園というのではない。そこで、今度はこども園ということで、0歳から5歳までの保育を必要とする子を保育するのと、幼稚園で3歳から5歳の子に関しては教育も行う。同じ施設で保育と教育をできる施設がこども園となる。国の方も、これからはこども園を推奨していくとか、移行していくということになるので、私立では三国ひかりが初めてだが移行していくということである。

委 員：三国ひかりの方も、今までは幼保園だったのが（こども園になるのか）。

事務局：三国ひかりは、今までは保育園だった。民間は幼保園はなくて、すべて保育園だったので幼稚園部はなかった。今度、三国ひかりは幼稚園の子もお預かりしたいということでこども園として（幼稚園部の）定員も決めてお預かりする。

委 員：幼保園から新設して統合ということになるとこども園になるということか。そういう感じで受け止めればよいか。

事務局：（園側の）選択はある。保育所・幼稚園・認定こども園の3つあるので、その状況に応じた選択で、幼稚園部と保育園部を持った施設にするのかを検討して、こういう形になっている。

委 員：例えば、坂井市だったら市で検討して・・・。

事務局：私立であれば、三国ひかりのように、保育園であったところを幼稚園と一つにした幼保連携型認定こども園にするといった選択もある。ややこしいかもしれないが。

会 長：おっしゃるとおりである。

事務局：昔は、保育園なら保育園、幼稚園なら幼稚園、それに新たに認定こども園というのが追加された。

会 長：地区の特性もあるかと思うが、幼保連携型に移行するというふうに私立が手を挙げた時に、坂井市はそれを認めて県の方に書類を出すかどうかということだ。この2件については、知事の認可であるので、すでに県の方に書類は出しているということか。

事務局：はい。

会 長：特に、私立はそれぞれの園がこれからどうするかということを考えていくのであろう。従来通りの保育園で行くのか、幼保連携型認定こども園に移行するのか、それぞれの判断と、坂井市としてそれを受け入れて県の方に書類を出すかどうか、そのような手続きが必要になる。

委 員：坂井市では初めてか。

事務局：民間では初めてである。(公立の)認定こども園はある。坂井こども園がある。

会 長：他はいかがか。雄島こども園の場合は、総定員は190名から170名に少し少なくする設定である。三国ひかりの方は、定員としては変わらない。そういう希望というか申請内容である。何か他にお気づきの点があればお願いしたい。

会 長：これは委員のみなさんからご意見を受け付ける感じでよろしいか。この会議でどうこうということではないのか。

事務局：あくまで意見をもらうということである。

会 長：よろしいか。

会 長：今ほども説明があったが、幼保連携型こども園というのは、法律上で求められている役割、教育・保育・子育て支援の3つの役割がきちんとこれから果たせるようにやってもらいたい。

(2) 平成30年度坂井市幼稚園・こども園・保育所および児童クラブの申込状況について

<事務局より以下の資料にもとづき説明>

資料3-1 H30(幼稚園・こども園・保育園)入園児童数(H30.1.24現在)

資料3-2 H30保育園別 新規入園希望者状況一覧(H29・H30)

会 長：幼稚園・こども園・保育園関係の入所状況であるが、何かご意見・ご質問があったらお願いしたい。

会 長：今ほどのおおりの、いくつかの園では第1希望どおりには叶わなかった利用者の方々がいた。少し地域的な数もあるかと思う。どこかには入園可能ということでしょうか。

事務局：はい。こちらから第1希望以外のところを調べて、キャンセルが出た場合もあるが、この時点では市としては、第1希望の園に振り分けるということで、721名の方は入園できるようにはなっている。

会 長：このような(説明のおおりの)状況である。いかがか。

委 員：何でも聞いていいか。希望者数というのは在園の子ではなくて新しく入ってくる子ということか。

事務局：はい。

委 員：そうすると、春江中保育園なんかは、第1希望は8名とか多いのでは？

事務局：よそから入ってきた子がいる。第1希望で入れなかった他の園の子が第2・第3(希望)で入ってきている。他の園が第1希望で入れなかったので、春江中保育園に来ている。

委 員：市役所が(春江中保育園に行くように)お願いしているということか。

事務局：はい。第2・第3希望まで記入してもらっているのです、そこをお願いして入ってもらっている。

委 員：わかりました。うちの孫もそうでした。第1・第2(希望)が通らなくて、第3(希望)に入った。

会 長：もちろん、希望通りに叶うのが理想形ではあるが、今は利用者がまず園を希望するやり

方が変わったので選べるわけだが、そうするとなかなか希望通りにはいかない方もいらっしゃる。保育を必要とする度合等によって（入所が）決められていくということになる。他はいかがか。

委員：第1希望になれなかった子どもだが、校区とかは考えているのか。

事務局：3歳以上になれば、多少（校区を）考慮するが、最初（低年齢）から校区というのはちょっと、あくまでも希望で年齢に応じた割振りをさせてもらっている。それにプラス就労の状況なども考えて優先順位を決めている。

委員：5歳児になると、保育園の友達がみんなその小学校に行くので、（保育所を）変更できないかというニーズの電話もあったりする。その部分で、校区というのがあって、大体みなさんそうだったかと思われるようだ。（学校教育課の方で）説明したりする。

事務局：3・4・5歳になると、学校区に近いところとか、同じ学年でという流れになる。認定的な判断は入れている。小さい時、0・1・2歳は（入所の）要望も多いので、その段階で就労状況の優先順位もあるので、そこはどうしても（校区と）違うところをお願いする場合もある。

委員：1歳・2歳の時は希望でないところに行って、3歳からは校区のところに戻る。

事務局：3歳からは（校区のところ）に戻るのが大体の流れになる。認定基準を設けて配慮はさせていただいている。

会長：いいことだと思う。

委員：春江東保育園の5歳児が0名だが（どういうことか）。

事務局：5歳児は、（資料を）今見てもらっていると思うが、春江東保育園は5歳児は0名である。なぜかという、園長と保護者の方が相談して、（現在の）4歳児にどう教育・保育するのかということで、保護者の方がみなさん、春江東幼保園で教育・保育を受けようということでまとまって入った。

委員：（話は）先生側からか。

事務局：保護者の中での話し合いのうえで、保護者の思いがあって、すべてそちら（春江東幼保園）の方で5歳児をみるということになった。

委 員：(春江東幼保園は) 小学校に併設されているようなものだから (いいのではないか)

事務局：逆に、集団登校で歩いていくとかプラスのメリットもあるので、そういうことを保護者の方が選択されて、すべての5歳児が春江東幼保園の方に入った。

委 員：(小学校の) すぐ隣に建っているのです。

事務局：(学校と) 距離的には近いと思う。そういうことで、(30年度は春江東保育園は5歳児が) ゼロである。

委 員：幼保園は全員受入は可能か。

事務局：十分できる。(5歳児が) 33名になったので、2クラスで余裕のある園運営をしてもらうよう職員も配置しないといけないと考えている。

会 長：他はいかがか。三国ひかりの認定こども園に移行した場合の1号認定は数は見込めているのか。

事務局：今のところは0名である。

会 長：1号認定を希望される人はいないのかな。

会 長：このような状況である。よろしいか。

<事務局より以下の資料にもとづき説明>

資料4 H30放課後児童クラブ定員、登録児童数 (H30.1.23現在)

会 長：放課後児童クラブについてである。ご質問・ご意見があったらお願いしたい。

会 長：昨年と比べて、少し利用者数が増える見込みだということであって、またこれからも若干増える可能性があるということだ。これもまた地域性の問題もあると思うが、地域によってこれ以上増えるとなかなか受入が難しくなるといったような懸念はあるか。児童クラブなので、これもある程度、学校区にそのような形がもちろん望ましいわけであるので、そのへんの見込みはいかがか。

事務局：正直言うと、児童クラブもいっぱいいっぱいの状況ではあるが、これからどれくらい、31年度、32年度と増えていくかどうかというの見込むのが難しい。なるべく希望された方は入れてあげたいという考えもあるし、クラブの部屋をなるべく、学校とかを

使用しているところは、学校と協議すればもしかしたらまだ借りられるような場所もあるかと思うので、そのへんはなるべく確保していきたいと思う。

委員：去年も聞いたかと思うが、児童クラブの決定基準、祖父母の年齢とか、家に帰った時に誰もいないとか、就労の関係も聞いたのだが、いろいろ話を聞くと、同じ敷地内に家があって、80歳を超えている曾祖母がいて、祖父母は60代で、という家庭が入所できて、(同じような要件で)他の子は入所できないとかがある。実際、私の子が入所できなかったのだが、その基準というのがどうなのか確認したい。納得できないというか、あの家庭は良くて、この家庭はダメといった話もよく聞くので基準というのはどうなっているのか。いろいろ調査されるとも聞くが・・・。

事務局：まずは、平日、父母が勤めているので、保育所と同じような就労の証明書は提出していただく。その中でも、祖父母がいる世帯もあれば、いない世帯もあるので、祖父母の就労関係や、病気の方、パートの時間帯にもよる。その条件に応じて、該当するかどうかを判断させてもらっている。

委員：実際のところ、私の家庭だと、週に1～2日いない時にどうするか、その時はどうするかを検討中である。実際には、週に何日かは祖母がいるのでしょがないかとも思うが、同じ敷地内で、60代の祖父母がいて、祖父が仕事に行っているかもしれないが、祖母は家にいるのに、その家庭はなぜ入れるのかが納得いかない。

事務局：その家庭は、祖母が病気とかではないのか。そのような要件があるのではないか。

委員：(他でも)いろいろ聞いて、(入所の)基準はどうなんだろうと思う。

事務局：基準は、家に誰もいない家庭の子を預かるものであるが、家のいても(子どもの)めんどうをみれない病気であるとか、誰かの介護をしているとか、そういう要件もあるので(該当するのではないか)。

委員：(その)家庭の事情まではわからないけれど、傍からみる限りでは(要件に該当する)様子が見られない。

委員：言った者勝ちですかね。

事務局：どんな理由にしても(要件に該当する)証明は付けてもらっているので(該当していると思う)。

委員：(その家庭は)祖母が保育園の送迎もしているし、車の運転もしているし、80代の曾祖

母はもっと元気である。そういうのはどうなのかと言っている。ある程度の基準はわかるが、明確な基準というか、その辺が腑に落ちない。

事務局：基準はあるので、基準に則った証明を出してもらっている。

会 長：ほぼ同じような形態の家庭であるのに、この家庭はOKで、この家庭はダメという疑問があるということだ。

事務局：外から見たらそうかもしれないが、基準通りの書類さえ出してもらったら、あくまでも書類上での審査になるので、そういう基準ということだ。

委 員：80とか90歳になっているお年寄りがいたら、別に寝込んではいないが、一応、そのお年寄りを祖母が見ないといけないという証明を出せば入れるということか。

事務局：そういう場合もあると思う。

委 員：私の知っている方が「だからかな？」と思う方がいるなと思いながら聞いていた。

事務局：ある程度の年齢だと、当然お世話も必要になる。元気な方もいるとは思いますが、それは、それなりの介護とかの証明を出していて判断しているのではないか。

委 員：介護（の理由）でダメだった。

事務局：介護度が低かったのか。

委 員：デイサービスを利用している。

事務局：それはダメかもしれない。例えば、週5日デイサービスに行っていたらダメだと思う。

委 員：（デイサービスに行っていない）合間の1日がどうしようかと思う部分がある。実際、どうしようかと思っているところだ。

事務局：一時預かりも利用できるが（どうか）。

委 員：一時預かりが1回500円で、通年だと1か月4,000円で、その差はなんだろうと思う。値段が絡んでくるところもあるので。月4回で2,000円で、長期（利用）はどうしようとかいろいろ考える。実際問題、そういう（ふうに悩んでいる）人もいると聞く。通年入所がダメだったとか聞くので、会議で聞いてきてと言われた。

委 員：祖父母が途中から働くことになったら、途中からでも入れるのか。

事務局：受入できる状況であれば（入れる）。

委 員：孫のめんどうをみるので働かなくてもいいと言っていたが、祖父母も若くなってきているので、夏休みあたりからでもやはり働こうとなった時には、そういう子は途中からでも入れるのか。

事務局：受入できる条件があれば入れる。

委 員：父母も働く、祖父母もフルタイムで働くとなったら、それは入れるということか。

事務局：はい。ただ、（入所人数が）いっぱいのところは、キャンセル待ちとか、そういうクラブもある。

会 長：十分条件をクリアしているのに、そこ（クラブ）がいっぱいだから入れない、いわゆる待機児童クラブ、これを作ってはいけないと思う。基準が達しないから受入できないのはまだ理由としていけると思うが、（条件を）十分満たしているが（入れない）という状況を作ってはいけないと思う。

委 員：確かに、田んぼの時期という、そういう繁忙期は（子どもを）見れない状態もあったりとかするし、実際のところ、こういう家庭もあるということで（認識していただきたい）。

会 長：そこで、いよいよ受皿というかキャパシティが無いとなると、新たに定員増を確保できる人とスペースを用意しなければいけないという話になる。それが、これからの見込み数と確保ということになると思う。

事務局：保育所と同じで、年度初めの申込の時に申込していただければ、ある程度人数が多くても、もちろん場所も確保するし、支援員も確保するということになるが、これも保育所と同じで、途中からとなると、確保が十分でないところはキャンセル待ちというところも無くはない。もちろん、児童クラブだと途中でやめる方もいるので、（入れることもある）。

会 長：いろんな事情で途中から仕事を始める方もいるので、そのあたりの対応は、ある程度柔軟にできるようにしておかないといけない。

委員：私は春江西（小学校区）に住んでいるので、（平成30年度は）1年生は小学校の方に行くのか。今、春江西（小学校）の校舎を改築しているので、こんな状況（春江西コミセンにも行く）になったと思うが、1年生の子どもだけを小学校に入れるのか。

事務局：そのとおりである。

委員：（耐震工事は）2年くらいかかるのか。

事務局：春江西（小学校）は1年と聞いている。大石（小学校）の方が2年かけて（耐震工事を）やっている。

委員：春江西（のクラブ）を見ると、（この人数は）新しい1年生だと思うが、通年でも（全体の）半分は入っていると思う。

事務局：低学年だと、大体半分くらいは入所していると思う。

委員：前にも話したが、地区へ帰る子どもが低学年でも1人とかしかない。私は（子どもの）見守りに出ているのだが、心配でかわいそうに思う。

事務局：確かに、集団での下校がままならない状況はあるかもしれない。

委員：2人くらいいればよいが、1人しかいないとかわいそう。

会長：通年利用の方と長期休みの方と併せて、少し定員をオーバーするようなケースもいくつかあるようだが、概ね受入ができるのではないかということである。今も意見が出たように、途中からの入所、登録といった場合の対応について、少し市の方で検討いただきたい。場合によっては、更に小学校の協力をいただかなければいけないようなことも出てくるのかもしれない。また、これは教育委員会・校長会との調整も必要となってくるかと思う。

会長：よろしいか。たくさんのご意見、ありがとうございます。

（3）坂井市第5期障がい福祉計画および第1期障がい児福祉計画の策定について

<事務局より以下の資料にもとづき説明>

資料5-1 第5期障がい福祉計画等体系図（案）

資料5-2 障がい児福祉計画、サービス見込量等（案）

会 長：坂井市で、第5期の障がい福祉計画をたてられていると思うが、4期の時に盛り込まれていた障がい児の福祉の部分について、独立させるような形で第1期としての障がい児福祉計画を、今策定中である。その中でいろんな議論をいただいて、現在パブリックコメントを募集されているかと思うが、このような国の方針に沿って内容と目標を定めて、坂井市もそのような方向で進めていきたいという説明であった。ご意見をいただきたいと思う。ご質問でも結構である。

委 員：こぶし園の方が予約がいっぱいで、なかなか（利用）できないという人がいる。（坂井市で）1か所はあると思うが、増やしていくような予定はあるのか。

事務局：今の段階では、児童発達支援センターが増えるような話はない。

事務局：坂井市にはこぶし園しかないが、福井市の方には6か所ほどあるので、そちらを利用している方も多くいる。

会 長：委員が言ったのは、実際問題、利用者が多いということか。

事務局：はい。

会 長：1か所では対応しきれない状況が発生している可能性がある。

委 員：保護者は、（資料には）障がい児と書いてあるので、手帳をもっている方だと思うが、親としたら（手帳は）取れない。それでも、我が子のことをちょっと心配かもしれない。そういうふうな不安を抱えている保護者は結構いて、どこかで相談できないかと考えている保護者は多いと思う。なかなか、近所の方には相談できないし、こういうもの（施設）をもう少し増やすというのは、難しいかもしれないが（施設が）できればいいのではないかと思う。

事務局：保健分野だと、ひまわり相談とかもあるし、子育て支援センターもある。

委 員：ひまわり（相談）もいっぱいである。

事務局：どこもいっぱいなので、そこをまた考えなければならない。（障がいの）重さにもよると思う。なかなか全部の数をこなそうと思うと難しいところもある。程度に応じて（違いもある）。

委 員：あの子は（障がい）重くて、私の子は（障がい）軽いとか、保護者は我が子のこと

が心配だと思う。

事務局：(役所の) 窓口に来られて利用者支援で相談していただく体制もある。まずは、相談していただいて、その中から、施設はいっぱい混んでいるかもしれないが、アドバイスしていく体制はある。委員が言うような新たな施設を作るのは、今言ってすぐは難しい。

会 長：いろいろご心配される保護者の方もいるので、そうした方をそのままにしておくのは絶対に良くない。少なくとも、なんらかの相談ができるような窓口というか、気軽に相談できるような体制はきちんとしておく必要があると思う。その先、次にどこにかかるかというのは、次のステージかと思う。まずは、きちんと相談できる体制は必要になってくると思う。

委 員：子育て支援センターでは、実際にあった例だが、利用者の方で、職員が(お子さんを見ても発達に遅れがあると思った場合、まずは健康長寿課の保健師に家庭訪問をお願いする。そこから、すぐに病院に行ってくださいとは言えないので、定期健診で(相談したら)どうですかと伝えて、それでもなかなか療育の方は進まない。そこで1年かけて、保健師といっしょに職員も入りながら、今度はひまわり相談に行っていた。ただ、年齢が小さいお子さんだったので、ひまわり相談でも様子を見る感じの流れになったのだが、職員から保健師の方に、見守る段階ではないと思うので早急に療育センターの方につないでほしいとお願いした。その時に母親もすごく泣いて、支援センターにも何回も相談に来られた。支援センターの開所は9時からだが、職員が来る前の8時ぐらいに待っていたりして、そういうことがすごく繰り返された。本当に、今言われたとおり、療育手帳をもらうまでが、そこを乗り越えるのがすごく大変である。その当時は、子育て支援課にも保健師がいたので、いろんな対応もしてくれて、母親もそれがすごく助かった、うれしかったと言っていた。支援センターにも、子育て利用者支援員が毎月2回来てくれているので、実際に(お子さんを見ながら、職員も情報を共有しながら、健康長寿課につないだりとかすると、割と早く空きを見つけてくれてひまわり相談に入れてくれたりする。そのような協力体制はさせていただいている。

会 長：それはすごくありがたいことだ。そういう所管課を横断する情報の共有はなされているのか。

事務局：それは当然共有しているが、組織的にどういうものがあるかとなるとまだ作られていない。子育て世代包括支援センターの設置が坂井市はまだされていない。その設置についてはいろいろ検討している段階である。

会 長：母子保健法の適用のものか。

事務局：はい。(役所の)窓口での受付は当然話しができるが、横断的な組織体制という、国が整備しようとしていることは、今検討しているところである。あくまでも、連携というのが基本である。

会長：そういった方をたらい回しにしないように、ワンストップできちんと対応できる体制を作ってもらいたい。

委員：保育園から相談を受けたりした時は、特別支援教育センターの教育相談部とかを勧める時もある。そこで、少し観察してもらって、保育園での様子も見ていただいて、母親とも面談し、療育が必要ではないかとか、小学校につなげるのにはどうしたらいいかとかという話なども詳しくしてくれる。保育士の勉強にもなるのでおすすめることがある。そこから、療育が必要なら専門機関につなぐこともしないといけないけれど、まずはそこに行くまでに悩まれている方も多いので、専門的な目で子どもさんを見ていただいて、保護者とも話をしてもらおうといった利用をしたりしている。

委員：保護者としては踏み出せないと思う。病院へ行ったりとかは診察なので、そこに行くまでのワンクッションというのが、こぶし園であったりするので、そこを充実させていかないと、相談したい時に相談できないということになる。少し大きくなって、学校に行くようになる時にどうするのかということになる。学校側からの要求もあるし、そのへんが大事かなと思う。相談できる体制づくりが大事ではないかと思う。

委員：言語の気がかりさがあったりすると、こういうところがあるとおすすめしたり、小学校に入って、気がかりだと思っても、臨界期というのがあったりするので。ただ、どこも専門機関だと予約が取りづらい。

会長：今の話で、例えば圏域というか、エリアというか広域で連携みたいなのは取れる可能性はあるのか。

事務局：横断的に、そこまでのことは話していないので、まずは先ほど話した母子保健法に基づく地域での子育て世代包括支援センターを坂井市でしっかり設置して、その中で内部情報の連携をしっかりと、窓口でこういうものもあるとかを示した中で、先ほどのこぶし園とか専門的な機関とかにつなげていく体制づくりがあればいいのではないかと思う。まずは、そこを考えるべきかと思う。

会長：相談件数とか、実数が多くなってきた時に1か所だけの体制で対応できるのかどうかという、その問題も同時に出てくると思う。予算的なことは大きな問題だと思うが、そのへんも視野に入れて、これからの福祉計画の中に少し盛り込んでいただけると、我々がこの計画に対して、どこまで発言ができるかわからないが(どうか)。

事務局：ご意見として、施策上に反映できるように、アンテナを立てながら連携したいと思う。

会 長：それから、医療的ケア児という言葉も出てくるが、就学前のこともあるし、就学後のこともあるが、医療的ケア児を受け入れていくということが、就学前も小学校も求められていくところかなと思う。ただ、受け入れるということだけではなくて、このような医療的ケア児に対応できる専門的な知識や技能を持った方もあわせて採用したり、養成したりという課題もあるので、そういう方々の育成・養成もあわせて考えていくことが必要だと思う。看護師の方がおそらく対応はされるのかなとは思っている。

会 長：障がい児福祉計画の所管課はどこか。

事務局：障がい児福祉計画は子育て支援課である。社会福祉課と関連して策定している。

会 長：この福祉計画は3月に策定される予定か。

事務局：はい。

会 長：平成30年度から第1期がスタートするということである。また、いろいろと情報提供してもらって、この会議でもご意見をいただくような機会を作ってもらえばよいと思う。他に何かあるか。

委 員：4ページの保育所等訪問支援だが、利用人数というのが増えていっているが、利用人数とは誰のことを指すのか。スタッフのことか。

事務局：支援に行く人ではないか。

事務局：子どもだと思う。多分、子どもに対してのサービスだと思うので子どもだと思う。

委 員：こぶし園につながっている子が、保育園で集団の中でどんな活動をしているかをこぶし園の担当の先生が見に行くことだと思う。

事務局：サービス自体は、その子どもに対してなので（子どもである）。

委 員：こぶし園に通っていないと、このサービスの対象人数には入ってこないのか。

事務局：そうではない。①、②、③と3つサービスがあるが、この程度障がいがあると診断されて、3つのサービスを受けるか受けないかを専門家が判断して、その中で受けれる、受

けないを決める。その子どもによって、放課後デーサービスを利用したりだとか、保育所等訪問支援を受けたりだとか、そういう判定をされるので、保育所へ見に行くとなった子どもがこれだけいたのだと思う。実際、保育所に行っている対象の子がこれだけいたということだ。

委員：手帳を持っている子か。

事務局：そうだ。手帳をちゃんと持っていて、保育所に行っているが、その中で専門医の判断したメニューの中に保育所に訪問して様子を見るというサービスである。

委員：手帳がないとダメということか。

事務局：制度的に障がい者の手帳をもらって、診断書をもらって、交付を受けて、専門のサービス機関でサービスを計画してもらった人が受けるサービスである。手帳というか、診断である。黄色の受給者証をもらう。

委員：(障がい)を受け入れるというところまでが難しい。

事務局：委員が言っているのは、その入り口のところが難しいということか。

委員：(障がい)を受け入れた後は覚悟ができると思う。その子と生きていかないといけない、その子も生きていかないといけない。そこで、今何ができるのか。そこまで(の過程)が難しい。そこに対する支援体制というか、相談できる体制を手厚くしていった方がいいのではないか。もんもんと悩んだまま、小学校入学が見えてきてしまうということではなくて、(手帳を)取ればいいのか？と思うかもしれないが、(保護者にしてみたら)取れない。いろんな誤解とかもあるかもしれないが、もちろんそういう子達もいっしょに生きていく社会、そういうことを発信していくことも大切だと思うし、5月にそういう(障がい者のことを考える)日があったのではないかな。世の中がだんだんそういうふうになっているように私は感じる。

事務局：相談体制については、先ほども言ったように法的(に決められたよう)な準備も進めていきたいと思うので、その中で入り口部分についての窓口を充実させる必要はあると思う。検討させていただく。

会長：第4期までの実績のあるサービス内容もあれば、今後新しく取り組もうとするサービス内容も出ているので、いずれもこのような形で進むことが望ましいと思う。数だけの問題だけではないと思うが、お子さんとか保護者の方の相談や気持ちにきちんと対応できるスタッフ、支える人達のこと大事なので、数字には出てこないようなところでの対

応というか気持ちというか、そういうところも大事にしてほしいと思う。

会 長：他にいかがか。よろしいか。また、ご意見等あれば事務局の方にお寄せいただければと思う。

4. その他

5. 閉会